

木材産業成長産業化促進対策事業実施要領

制定	平成30年5月23日付け30信木利第15号
一部改正	令和3年4月23日付け3信木利第12号
一部改正	令和4年5月6日付け4信木利第26号
一部改正	令和4年12月13日付け4信木利第112号
一部改正	令和5年5月15日付け5信木利第21号
一部改正	令和6年2月28日付け5信木利第117号
一部改正	令和6年5月16日付け6信木利第39号
一部改正	令和6年12月12日付け6信木利第123号
一部改正	令和7年2月25日付け6信木利第165号
一部改正	令和7年5月7日付け7信木利第34号
一部改正	令和8年3月5日付け7信木利第200号
一部改正	令和8年5月11日付け8信木利第29号

(趣旨)

第1 この要領は、木材産業成長産業化促進対策事業（以下「事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び木材産業成長産業化促進対策事業補助金交付要綱（平成30年5月23日付け30信木利第14号。以下「要綱」という。）並びに国の定める通達等に規定のあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

ただし、要綱第2の別表に規定する事業種類のうち、項目2に該当する事業を実施する場合にあっては、別に定めるものによるものとする。

(補助対象施設及び補助事業者)

第2 事業の種目、内容並びに工種（以下「補助対象施設等」という。）及び補助事業者は別表1のとおりとする。

(指標への記載等)

第3 要綱第2の別表に規定する事業の種類のうち、項目1、3に該当する事業を実施しようとする者は、整備しようとする補助対象施設等が、あらかじめ県が別に定めた目標を定量化する指標（以下「指標」という。）の施設整備の具体的内容として記載されていることを確認するものとする。

(年度別個別要望調書)

第4 事業を実施しようとする者は、あらかじめ木材産業成長産業化促進対策事業年度別個別要望調書（様式第1号）を作成し、次に掲げる書類を添付の上、事業を実施しようとする年度の前年度の10月1日又は、別途林務部長（以下「部長」）が定める日までに地域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

(1) 費用対効果分析結果報告書（林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第900号林野庁長官通知）（以下「事業評価要領」という）第4の①の規定による事前評価をいう。）（様式第1-1号）

(2) 工程表

(3) 設計図書（整備しようとする補助対象施設等の全体及び詳細がわかる図面を含む。）

(4) 長野県産の木材の利活用に関する計画書（以下「県産材利活用計画書」という。）（様式第1-2号）

(5) 整備しようとする補助対象施設等の設置箇所のわかる位置図

(6) 第18第2項に基づく、補助対象物件等を担保に供し、自己負担の一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合はその内訳書（様式第1-3号）

(7) 補助事業実施のため、自己負担の一部に株式会社日本政策金融公庫等の制度資金を活用する場合にはその内訳書（様式第1-4号）

(8) 要綱別表に定める「地域内エコシステム」の構築に資する取組を行う場合は、その詳細（様式第1-5号）

(9) 要綱別表に定める「地域活用要件」に該当する場合は、その詳細（様式第1-6号）

(10) チェックリスト（様式第1-7号）

(11) その他部長が特に必要と認める書類

- 2 局長は、前項の規定による個別要望調書を取りまとめの上、事業を実施しようとする年度の前年度の10月10日又は、別途部長が定める日までに部長に提出するものとする。
- 3 部長は、個別要望調書の内容を審査し、国との調整を行った上で、当該事業に関する予算編成の状況を勘案し、その適否を局長に通知するものとする。
- 4 局長は、前項の規定による通知があったときは、事業を実施しようとする者に対し、その内容を通知するものとする。

(事業計画)

第5 第4の第4項の規定により適当である旨の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、木材産業成長産業化促進対策事業計画承認申請書(様式第2号)を作成し、局長に提出するものとする。なお、第8の第2項第10号に規定する、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當であることが想定される場合、理由書を付して提出するものとする。

- 2 局長は、前項の規定による計画書の提出があったときは、部長に協議するものとする。
- 3 部長は、前項の規定による計画書の協議があったときは、第4の第1項に規定する年度別個別要望調書及び国からの内示との整合性を審査し、適当と認められるときは、局長に同意するものとする。
- 4 局長は、前項の規定による同意があったときは、補助事業者に対し、事業計画の承認を行うものとする。

なお、事業計画書に制度資金活用する旨の記載がある場合は、制度資金内訳書(様式第1-3)を添付し、資金調達予定の金融機関等へ通知するものとする。

(早期着手)

第6 補助事業者は、原則として補助金交付決定前に補助対象となる事業に着手することはできない。

ただし、次の各号のいずれかの理由に該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手(以下「早期着手」という。)することができる。

- (1) 事業の性格上、その実施時期に制約を受けること。
 - (2) 事業の性格上、特に長期間を有すること。
 - (3) 早期着手により事業費の増額の防止が予想できること。
 - (4) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があること。
- 2 補助事業者は、事業実施にあたり早期着手を必要とするときは、木材産業成長産業化促進対策事業早期着手協議書(様式第3号)を、第5の第1項に規定する事業計画承認申請書に付して局長に提出するものとする。
- ただし、当該事業計画承認申請のときに、早期着手をしなければならないことが明らかでない場合は、当該事業計画承認申請以降であって、早期着手の必要性が生じたときに行うものとして差し支えない。
- 3 局長は、前項の規定による協議があったときは、速やかに部長に協議するものとする。
 - 4 部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を審査し、国と調整の上、適当と認められるときは同意するものとし、その旨局長に通知するとともに、必要に応じて次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 補助金交付の決定までに起きた災害等の復旧の責は、補助事業者が負うこと。
 - (2) 事業費及び補助金等は、補助金交付決定のとき変更することがあること。
 - 5 局長は、前項の規定による通知があったときは、その旨補助事業者に通知するものとする。

(内示)

第7 部長は、第5の第3項に規定する事業計画の同意をした事業に関して、国の交付決定を受けたときは、局長に当該事業に関する補助金額の内示をするものとする。

- 2 局長は、前項の規定による内示があったときは、補助事業者に対し、内示をするものとする。

(補助金の交付)

第8 補助事業者は、第7の第2項の規定による補助金額の内示を受けたときは、要綱第4の第1項の規定により、木材産業成長産業化促進対策事業補助金交付申請書（様式第4号）を次の書類を添付して局長に提出するものとする。

(1) 誓約書

補助事業者が市町村以外の場合には次項第8号を約した誓約書（様式第4-2号）

(2) 作業安全規範（個別規範）チェックシート（様式第4-3号）（別表1 1（2）ウ木質バイオマス利用施設整備以外の事業種目）

(3) 「みどりチェック」チェックシート（様式第4-4号）

(4) 仕入れに係る消費税相当額集計表（様式第5号）

当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合にはこれを減額する。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、この限りではない。

2 局長は、前項の規定による交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、次に掲げる条件を付して、補助金の交付決定をするものとする。

(1) 補助事業者は、規則及び要綱並びに国の定める法令や通達等に従わなければならないこと。

(2) 補助事業者は、当該事業により整備する施設の建築に使用する木材にあっては、部長が別に定めた林務部の木材使用の方針によらなければならないこと。

(3) 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助事業者ごとの当該補助金に係る消費税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額し、仕入れに係る消費税等相当額集計表を添付して報告しなければならないこと。

また、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（様式第6号）によりその金額（実績報告において前段により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）の総額等を速やかに局長に報告するとともに、当該金額を局長に返還しなければならないこと。

なお、実績報告の提出後、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、規則第13条第1項の補助事業の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、消費税仕入控除税額報告書（様式第6号）により知事に報告しなければならないこと。

(4) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増大した財産及び事業により設置した機械又は施設については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

(5) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増大した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの。）を当該財産に係る処分制限期間（原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められているものについては、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、及び大蔵省令に定められていないものについては、別に定める期間をいう。以下同じ。）内において、局長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が第4第1項に基づく個別要望調書及び第8第1項に基づく補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により交付の決定をもって承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(6) 前号の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分に得られた収入の全部又は一部を知事に返還させることがあること。

(7) 補助事業者は、事業により設置した施設等を当該施設等に係る処分制限期間内に局長の

承認を受けないで、転用又は用途変更してはならないこと。

ただし、天災地変その他止むを得ない事由のため、あらかじめ局長の承認を受けることができなかった場合は、転用又は用途変更後速やかに局長に報告し、所定の手続きを行うこと。

また、局長の承認を受けて転用又は用途変更を行った場合は、当該施設等の設置に要した補助金の全部又は一部を知事に返還させることがあること。

- (8) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増大した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに局長に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該補助対象施設等の設置に要した補助金の全部又は一部を知事に返還しなければならないこと。
- (9) 補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならないこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (11) 補助事業者が市町村以外の場合は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、「契約に係る指名停止等に関する申立書」（別記様式第1号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- (12) 補助事業者は、補助金に係る収入を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間備え、及び整理保管しておかなければならないこと。
また、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金額及び処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、必要な関係書類を整理保管しておかなければならないこと。
- (13) 部長は、補助事業者が（1）から（12）に掲げる条件に違反した場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

（状況報告等）

- 第9 補助事業者は、要綱第7の第2項の規定により、木材産業成長産業化促進対策事業遂行状況報告書（様式第7号）を局長に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定による遂行状況報告の時点で、事業に係る工事請負等で、既に契約済みとなっているものがある場合は、その契約書の写しを添付するものとする。
- 3 局長は、補助事業者から前項の規定による遂行状況報告書の提出があったときは、提出の日から2週間以内に部長に提出するものとする。なお、別に定める執行管理表をもって代えることができるものとする。

（変更）

- 第10 補助事業者は、事業に要する経費の配分又は事業の内容に変更を行う必要が生じたときは、要綱第3の第1項第1号の規定により、木材産業成長産業化促進対策事業変更承認申請書（様式第8号）を局長に提出するものとする。
ただし、事業に係る契約により生じた入札差金に伴う変更は除く。
- 2 局長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときで、要綱第3の第1項第1号に規定する別表の重要な変更の欄に記載された項目に該当する変更（以下「重要変更」という。）にあっては、部長に協議するものとする。
- 3 部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を審査し、国と調整を行った上で、やむを得ないものと認められるときは、局長に同意するものとし、必要に応じて変更内示を行うものとする。
- 4 局長は、前項の規定による同意があったとき、又は、重要変更以外の変更（以下「軽微変更」という。）に関して、その内容を審査した上で、適当と認められるときは、補助事業者に対し、当該事業計画の変更承認を行うものとし、必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする。
- 5 局長は、要綱第2の別表の重要な変更の欄に記載された項目以外の変更承認をしたときは、

その旨部長に報告するものとする。

- 6 第4項の規定による変更内示に伴う補助金の交付申請は、第8の補助金交付申請に準じて行うものとする。
- 7 第1項の規定以外の変更を行った場合は、速やかに木材産業成長産業化促進対策事業変更報告書（様式第8-2号）を局長に提出するものとする。

（入札差金）

第11 補助事業者は、事業に係る契約により入札差金が発生したときは、原則として入札差金に係る補助金相当額を返還しなければならない。

ただし、この事業の目的に従い、施設整備の内容を変更することにより、この事業の効果が増大するものと認められるときで、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、その限りではない。

- (1) 第4の第1項第4号に規定する県産材利活用計画書に記載された数量を増加させることが見込まれるもの
- (2) 事業に係る補助対象施設等と一体となって整備することが可能なもの

2 補助事業者は、前項に規定する入札差金の額が確定したときは、当該入札金額に係る補助金相当額の補助金交付変更申請を行うものとし、この補助金交付変更申請は、第8の補助金交付申請に準じて行うものとする。

ただし、前項ただし書きに該当する場合で、補助金の増額をしようとするときは、第10の規定に基づく変更の手続きを行うものとする。

（調査）

第12 補助事業者は、事業が完了したときは、木材産業成長産業化促進対策事業実績報告書（様式第9号、以下「実績報告書」という。）を局長に提出するものとする。

2 実績報告書の提出にあたり、補助事業者は、以下の資料を提出し、局長に実施状況の確認を受けるものとする。

- (1) 第8の第1項第3号による「みどりチェック」チェックシート（様式第4-4号）
- (2) 補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当であった場合、やむを得ない事由を明記した理由書

3 局長は、第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、次に掲げる事項に関して調査を実施するものとする。

- (1) 第5の第4項の規定により承認した事業計画との整合その他出来型及び当該事業により導入された補助対象施設等の管理並びに運営に関する規定等の確認
- (2) 第8の第2項の規定により交付決定した補助金その他補助対象事業費等に関する収入及び支出の確認
- (3) その他この事業のうち、局長が特に必要と認める事項

4 局長は、前項の規定による調査を実施したときは、木材産業成長産業化促進対策事業調査調書（様式第10号）を作成するものとする。

5 局長は、第1項の規定による完了報告書の提出があったとき以外の場合であっても、第5の第4項の規定により承認した事業計画について、必要に応じて調査を行うことができる。

また、この調査に関し、補助事業者は、立会その他の協力をしなければならない。

6 局長は、その職員を指定して、第3項の規定による調査を行うことができる。

（部分使用）

第13 補助事業者は第12の規定による調査前において、補助対象施設等の全部又は一部を木材産業成長産業化促進対策事業部分使用願（様式第9号）により局長に承諾を得て使用することができる。

2 局長は、部分使用願の提出があったときは、第12の規定により調査を実施するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定により補助対象施設等の全部又は一部を使用することによって損害を及ぼしたときは、必要な経費を負担しなければならない。

（確定）

第14 局長は、第12の第2項の規定による調査を実施した結果、適当と認められるときは、補

- 助事業者に対し、補助金額の確定をするものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の確定を受けた場合、第17第1項第4号に基づく財産管理台帳を作成し、局長に報告するものとする。
 - 3 局長は、第1項の補助金額の確定をしたとき、補助事業者から提出のあった実績報告書及び前項の財産管理台帳の写しを付して、部長に報告するものとする。なお、前項の財産管理台帳の写しについては、補助事業者からの提出があった後に提出して構わない。

(請求)

- 第15 要綱第8の規定による補助金の交付請求は、木材産業成長産業化促進対策事業補助金交付請求書(様式第11号)によるものとする。
- 2 補助事業者は、第8の第2項の規定による交付決定を受けた補助金に関し、次に掲げる補助金額を上限として概算払いを請求することができる。
 - (1) 補助対象となる事業の出来高が60パーセント未満の場合にあっては、交付決定額の50パーセント以内の額
 - (2) 出来高が60パーセント以上の場合にあっては、交付決定額の90パーセント以内の額で補助対象となる補助対象施設等に係る実質の出来高率を乗じた額を超えない額
 - 3 局長は、前項の規定による概算払いの請求があったときは、すみやかに第12の規定により調査を行い、出来高を確認した上で補助金の概算払いをするものとする。

(繰越)

- 第16 補助事業者は、原則として、第8の第2項の規定により交付決定を受けた補助金を補助対象事業の実施年度の翌年度に繰越することはできない。
ただし、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、その限りではない。
- (1) 事故繰越
財政法(昭和22年法律第34号)第42条のただし書きの規定による繰越であり、一会計年度内において支出負担行為をしたのち、避け難い事故により年度内に支出が終わらなかった場合(3月31日までに債務が確定しないもの)に繰越すもの
 - (2) 明許繰越
財政法第14条の3の第1項の規定による繰越であり、予算の性格上又は予算成立後の事由により、年度内に支払の終わらない見込のあるものについてあらかじめ議会の議決を得て、翌年度に繰越すもの
 - 2 補助事業者は、前項各号に掲げるいずれかの事項に該当し、止むを得ない理由により繰越を必要とするときは、木材産業成長産業化促進対策事業繰越承認申請書(様式第12号)を、事業実施年度の1月31日又は、別途部長が定める日までに局長に提出するものとする。
 - 3 局長は、前項の規定による繰越承認申請書の提出があったときは、提出のあった日から2週間以内に部長に意見書を付して進達するものとする。
 - 4 部長は、前項の規定による進達があったときは、国との調整を行い、議会の議決を得た上で、局長を経由して補助事業者に対し、繰越承認を行うものとする。
 - 5 補助事業者は、第4四半期において、第14の第2項の規定による概算払いの請求をしようとするときは、前項の規定により承認を受けた繰越事業のうち、繰越額に相当する補助金額を除いて請求するものとする。

(管理)

- 第17 補助事業者は、次に掲げる事項によって管理するものとする。
- (1) 事業の補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増大した機械及び施設(以下この項において「機械施設等」という。)を常に良好な状態で管理するとともにその設置目的に則し、最も効率的かつ安全確保に配慮した効用を図ること。
 - (2) 機械施設等ごとに管理規定を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金(償却引当金等)の積立に努めること。
 - (3) 車両(トラック又はトラクタ若しくは人員輸送車その他車両をいう。以下同じ。)については、道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)及び道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)その他関係法規の定めるところにより、その管理体制を確立するとともに、車輛の安全な走行及び安全な作業の実施に必要な措置を講ずること。

- (4) 機械施設等の管理運営の現状を明確にするために、その種類、所在、構造、規模、価格及び特喪変更の年月日を記載した台帳（参考様式）を備えておくこと。
- (5) 機械施設等の利用状況を明確にするため、使用日誌及び利用実績表を整備しておくこと。

(財産処分等)

第18 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増大した補助対象施設等を処分制限期間内に更新しようとするとき及び補助の目的に反して譲渡、交換、貸付け、使用又は担保に供しようとする（以下「財産処分」という。）とき、又は事業により取得した補助対象施設等の移転又は増築、改築、模様替え等（以下「増改築」という。）をしようとするときは、次に掲げる手続きを行うものとする。

(1) 財産処分

ア 補助事業者は、財産処分をしようとするときは、木材産業成長産業化促進対策事業財産処分承認申請書（様式第13号）を局長に提出するものとする。

イ 局長は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に関する調査を行うものとする。

(ア) 当該事業により導入された補助対象施設等のうち、財産処分に係る補助対象施設等の事業費及び補助金額に関すること

(イ) 当該事業により導入された補助対象施設等のうち、財産処分に係る補助対象施設等の管理並びに運営に関すること

(ウ) 財産処分をしようとする理由

(エ) 財産処分をした後の当該事業に関する補助対象施設等の管理及び運営に関すること

(オ) その他この事業のうち、局長が特に必要と認める事項

ウ 局長は、前項の規定による調査を行ったときは、木材産業成長産業化促進対策事業財産処分調査調書（様式第14号）を作成し、アの規定による財産処分承認申請書の写しを付して部長に協議するものとする。

エ 部長は、前項の規定による協議があったときは、国と調整を行った上で、やむを得ないものと認められるときは、局長に同意をするものとする。

オ 局長は、前項の規定による同意があったときは、補助事業者に対し、財産処分の承認を行うものとする。

カ 補助事業者は、前項の規定による財産処分の承認を受けて財産処分を行ったときは、木材産業成長産業化促進対策事業財産処分報告書（様式第15号）を局長に提出するものとする。

キ 局長は、前項の規定による報告があったときは、イの規定による調査の内容と照合した上で、木材産業成長産業化促進対策事業財産処分確認書（様式第16号）を部長に進達するものとする。

ク 部長は、前項の規定による進達があったときは、国と調整を行った上で、必要に応じて補助金の返還を命ずるものとする。

(2) 増改築

ア 補助事業者は、増改築をしようとするときは、その1カ月前までに木材産業成長産業化促進対策事業増改築届（様式第17号）を局長に提出するものとする。

イ 局長は、前項の規定による届け出があったときは、増改築をしようとする補助対象施設等の調査を行うものとする。

ウ 局長は、前項の規定による調査の結果、その増改築が事業の目的の範囲を超えて補助対象施設等の主要な機能の変更を行う場合には、その調査結果を付して部長に協議するものとする。

エ イ及びウの規定による調査及び協議は、第1項イからエまでの規定について「財産処分」を「増改築」に読み替えて行うものとする。

オ 局長は、エの規定で読み替える第1項エの規定による同意があったとき、又はイの規定による調査の結果、その増改築が事業の目的の範囲内で補助対象施設等の主要な機能の変更を行わない場合には、増改築届けを受理するものとし、必要に応じてその旨を補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等を行うに当たって、補助対象物件等を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、

その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第4第1項に基づく個別要望調書及び第8第1項に基づく補助金交付申請書に記載してある場合は、第8第2項の規定による交付決定をもって、次の条件により承認を受けたものとみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の補助金等交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 3 局長は、その職員を指定して、第1項各号の規定による調査を行うことができる。

（残存物件の処理）

第19 補助事業者は、補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を様式18号により局長に報告し、その指示を受けなければならない。

（中止等）

第20 補助事業者は、要綱第3の第1項第3号の規定により事業の中止若しくは廃止をしようとするとき又は予定期間内に完了しないとき（以下「中止等」という。）は、木材産業成長産業化促進対策事業中止等承認申請書（様式第19号）を局長に提出するものとする。

ただし、予定期間内に完了しないときには、第16の規定による繰越は含まないものとする。

- 2 局長は、前項の規定による中止等承認申請書の提出があったときは、中止等をしようとする補助事業者等の調査を行うものとする。
- 3 局長は、前項の規定による調査の結果、第8の第2項の規定により交付決定した補助金額の変更が生ずる場合には、あらかじめ、調査結果を付して部長に協議するものとする。
- 4 部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を審査し、国と調整を行った上で、やむを得ないものと認められるときは、局長に同意するものとする。
- 5 局長は、前項の規定による同意があったとき、又は第2項の規定による調査の結果、第8の第2項の規定により交付決定した補助金額の変更がない場合には、補助事業者に対し、中止等を承認するものとする。
- 6 局長は、その職員を指定して、第2項の規定による調査を行うことができる。

（達成状況報告）

第21 補助事業者は、この要領の規定に基づく事業計画の達成状況を事業完了年度の翌年度から起算して目標年度までの5年間（要綱第2の別表に規定する事業の種類のうち、項目3に該当する事業は3年間）、木材産業成長産業化促進対策事業の達成状況を局長に報告するものとする。

また、報告の期限は調査対象年度の翌年度の7月20日までとする。

- 2 局長は、前項の規定による達成状況報告書（様式第20号）を取りまとめの上、提出のあった日から2週間以内に部長に報告するものとする。
- 3 前2項の達成状況報告については、別に部長が定める調査によって代えることができるものとする。

（事後評価）

第22 補助事業者は、この要領の規定に基づく事業計画の事後評価（事業評価要領第4の②の規定による事後評価をいう。）を目標年度となる5年目（要綱第2の別表に規定する事業の種類のうち、項目3に該当する事業は3年目）に、木材産業成長産業化促進対策事業の事後評価を局長に報告するものとする。

また、この報告の期限は調査対象年度の翌年度の9月末日までとする。

ただし、補助対象施設等が収支を伴うものにあつては、事業完了年度の翌年度から起算して3年目（要綱第2の別表に規定する事業種類のうち、項目2に該当する事業を除く）についても調査対象年度とし、局長に報告するものとする。

- 2 局長は、前項の規定による事後報告書（様式第21号）を取りまとめの上、提出のあった日から2週間以内に部長に報告するものとする。

(改善措置等)

- 第23 局長は、年度別事業計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が、国が別に定める基準により低調と認められる場合は、その原因を調査分析するとともに、補助事業者が木材産業成長産業化促進対策事業に係る改善計画書の提出について(様式第22号)により、目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置(以下「改善措置」という)を講ずるものとする。
- 2 補助事業者は、前項に規定する改善措置が講じられたときは、木材産業成長産業化促進対策事業改善計画書(様式第23号)及び、当該改善計画の期間における県産材利活用計画書を作成し、局長に提出するものとする。
- 3 局長は、前項の規定による改善計画書等の提出があったときは、当該計画書を受理した日から起算して2週間以内に、当該計画書の写しを付して部長に報告するものとする。
- 4 局長は、第2項の規定による改善計画書等の提出があったときは、その内容とあらかじめ調査分析した当該事業の低調の原因を総合的に検討し、必要に応じて修正又は追加、削除の指示若しくは助言を行うものとする。
なお、当該改善計画書等の内容の検討を行うにあたっては、予め部長の意見を求めるものとする。
- 5 補助事業者は、当該改善計画書等に記載した各年度の目標に対する達成状況を、その目標年度の翌年度の9月末までに局長に提出するものとする。
- 6 局長は、前項の規定による達成状況の提出があったときは、当該改善計画書等に記載した達成状況を受理した日から起算して2週間以内に、当該改善計画書等の写しを付して部長に報告するものとする。
- 7 局長は、第5項の規定による達成状況の報告があったときは、その状況を勘案し、第1項に規定する国が定める基準に照らし、引き続き改善措置を講ずることが必要と認められる場合は、補助事業者が第1項以下に準じて改善措置を講ずるものとする。
- 8 補助事業者は、前各項に規定する改善措置を講じてもなお目標の達成が困難と判断されるときは、その理由を添えて局長に申し出るものとする。
- 9 局長は前項の規定による申し出があったときは、改善計画の実施状況及び改善が困難とする理由を総合的に検討するとともに、必要に応じて部長の意見を求め、やむを得ないと認められる場合は、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとする。

(災害報告)

- 第24 補助事業者は、天災その他の事故により、事業により取得した補助対象施設等の財産に被災があったときは、局長に届出するものとする。
- 2 局長は、前項の規定による届け出を受けたときは、現地を調査した上で、部長に報告するものとする。
- 3 補助事業者は、農林水産施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)その他災害に関する法令により、必要に応じて災害復旧の措置を講ずるものとする。

(表示)

- 第25 補助事業者は、事業により取得した施設及び機械等の見やすい場所に事業名及び補助事業者を表示するものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成30年度の事業から適用する。
- 2 この実施要領は、令和3年度の事業から適用する。
- 3 この実施要領は、令和4年度の事業から適用する。
- 4 この実施要領は、令和5年度の事業から適用する。
- 5 この実施要領は、令和6年度の事業から適用する。
- 6 この実施要領は、令和7年度の事業から適用する。
- 7 この実施要領は、令和8年度の事業から適用する。